

就学前教育施設に於けるCOVID-19感染管理計画ガイドンス

注：本文書は頻繁に更新されます。最新版は、ウェブページの日付をご確認ください。

最新の更新：(変更箇所は黄色で強調表示されています。)

12/19/2022

- 最近まで(過去90日以内)新型コロナウイルスに感染していた、無症状の濃厚接触者が、いつ検査を受けるべきかについての推奨事項が更新されました。

10/27/2022

- 就学前教育 (Early Care and Education: ECE) 機関におけるCOVID-19の個別症例の報告の必要がなくなりました。ただしこれからは、14日以内に発生した3件以上の関連症例のクラスター(感染者集団)は、直ちに、遅くとも1営業日以内に公衆衛生局に報告する必要があります。
- カリフォルニア州公衆衛生局 (California Department of Public Health: CDPH) による大規模な屋内空間の規定を取り入れるために、濃厚接触者の定義が明確化されました。1階あたり40万立方フィートを超える屋内空間で、24時間以内に15分以上、感染者の6フィート以内にいた人(スタッフおよび子供)が濃厚接触者と見なされます。40万立方フィート以下の屋内空間(1階あたり)における、子供の濃厚接触者は以下の通りです：1) 24時間以内に15分以上、感染者と同じ屋内空間を共有した人(推奨される定義) または、2) 24時間以内に15分以上、感染者の6フィート以内にいた人。スタッフの場合は、Cal/OSHAガイドラインに従って、40万立方フィート以下(1階あたり)の屋内空間の共有空間の定義を使用して濃厚接触者を特定する必要があります。

COVID-19への感染を封じ込める為に、コミュニティレベルでの絞りを実行する公衆衛生上の対応は、ロサンゼルス郡公衆衛生局(公衆衛生局)のCOVID-19対策の効果を最大化します。

就学前教育 (Early Care and Education: ECE) プロバイダーは、COVID-19感染管理計画 (Exposure Management Plan: EMP) を迅速に開始することで公衆衛生局が公衆衛生対応の適時性と効果改善の手助けとなる信頼できるコミュニティパートナーです。ECEセンターでCOVID-19の感染症例を特定した後、直ちにEMPを実施すると、COVID-19の蔓延を封じ込める能力が加速され、その現場で症例一件から集団発生になることを防ぐことができます。

ECE施設でCOVID-19の症例が1件、2件、及び3件以上発生した場合の感染を管理するための各手順を以下に説明し、付録Aに要約します。COVID-19感染管理に利用できるリソースのレベルはECEプロバイダーによって異なるため、必須手順はEMPに含まれる必要のある最小限の要素です。推奨される手順には、センターのリソースで十分な感染管理へのオプションの要素が含まれます。

「センター」、「環境」、または「施設」という用語は、家族保育ホームプロバイダーを含む全ての保育

プロバイダーに適用されることに注意して下さい。「症例」という用語は、ECE施設に関わりのあるCOVID-19感染者を指して使用されます。本文書が、症例に対する施設側のアクション（指示の提供など）を求める場合、症例は、影響を受けたスタッフ、または影響を受けた子供の親（または介護者/保護者）であると理解する必要があります。就学前教育センターに対する追加のリソースは[就学前教育COVID-19ツールキット](#)に記載されています。

ECE施設に於けるCOVID-19の症例を1件特定する前の感染管理計画

- ❑ **必須**： COVID-19安全手順の連絡窓口となるECEセンターCOVID-19連絡担当者を定める。担当者は、スタッフ、家族、及び児童にCOVID-19についての教育を受けさせ、公衆衛生活動を促進する為に施設レベルの情報を共有する連絡係として機能する。
- ❑ **必須**： (1) COVID-19と一致する症状がある、(2) センターで感染者と接触した、または(3) 積極的な公衆衛生調査を行っている、センターにいるすべての子供たち、従業員、そしてファミリー育児ホームの訪問者や家族が、COVID-19検査にアクセスする、又は検査を受ける為の計画。
- ❑ **必須**： 生徒とスタッフに発生したCOVID-19関連したすべての入院や死亡を、ACDC-Education@ph.lacounty.govに通知を送信することで公衆衛生局に通知する計画。
- ❑ **推奨**： 症状スクリーニングプログラムを実行することを決定したECE施設は、COVID-19検査をまだ受けていないがECE施設に入場前、又は在校中に、症状スクリーニングで陽性と判定された人について、公衆衛生局の[判断経路](#)に従って対応するように指示されている。

ECE施設に於けるCOVID-19の症例が発生した場合の感染管理

- ❑ **必須**： COVID-19の確定症例が1件特定された場合、ECEプロバイダーはCOVID-19向けの自宅隔離手順に従うように症例に指示をする (ph.lacounty.gov/covidisolation)。注： COVID-19感染の確定症例とは、COVID-19検査で陽性と判定された人を指す。適用可能な模範として、[隔離手順通知書のサンプル](#) (ph.lacounty.gov/EducationToolkit/ECEに掲載)を参照すること。
 - COVID-19に感染した子供（年齢を問わず）とスタッフは、以下のすべての条件が満たされた場合にのみ、5日目*以降に隔離を終了し、6~10日目に施設に戻ることができる。1. 5日目以降に行われたCOVID-19ウイルス検査**の結果が陰性であり、2. 解熱剤を服用せずに24時間以上発熱が治まっている、かつ、3. その他の症状は改善している。 --または-- 解熱剤を服用せずに24時間以上発熱が治まっている場合、10日目以降に隔離を終了できる。

*症状のある子供とスタッフの場合、最初に症状が現れた日を0日目とする。1日目は、症状が現れてから最初の丸1日となる。無症状の子供とスタッフの場合、最初の陽性判定の出た検査日を0日目とする。1日目は、陽性判定の出た検査日から最初の丸1日となる。**検査は、FDA承認のCOVID-19ウイルス検査であること。（例：自宅で行える検査キットを含むNAATまたは抗原検査）。隔離終了後の検査には、抗原検査が望ましい。
 - 注：スタッフについては、Cal / OSHA のCOVID-19感染予防[緊急暫定基準](#)（ETS）により、雇用主はすべての従業員に検査を受ける方法を知らせること、無料で給勤務時間中に検査を提供すること、従業員の個人情報を保護する方法で検査を提供するという条件を満たすことが必要とされる。ETSの検査要件に準拠するために、市販(OTC)のCOVID-19検査は、日時スタンプが付いた結果の写真の提示や、日付と時刻がスタンプされた結果を含むデジタルレポートを使用するOTC検査の提供により結果の検証が可能な場合、自身による検査の実施及び結果の読み取りの両方が認められる。加えて、スタッフは、雇用主にマスクや高性能マスクを無料で要求することができる。詳細については、「[マスクの着用とあなたの権利について知る](#)」を参照のこと。

- 5日目以降に隔離を終了する条件を満たしている場合、2歳以上の子供は、陽性判定の出た検査日（または症状が現れてから最初の丸1日）から10日間、[保護機能の高いマスク](#)を引き続き着用することが強く推奨される。COVID-19に感染したスタッフは、周囲に人がいる職場では、症状が現れてから10日間（または無症状の場合は、陽性判定の出た検査日から10日間）、飲食時を除いて、保護機能の高いマスクを着用することが義務付けられる。
 - 注：24か月未満の乳幼児、特定の疾病や障害のある人、医療従事者からマスクを着用しないように指示されている人など、マスクを着用するべきではない人々がいる。2～8歳の子供は、大人の監督下にある場合にのみマスクを着用させること。[マスクを着用してはならない方、及びコミュニケーションが困難な人や特別な障害のある人のための考慮事項](#)を参照のこと。
- 必須：ECEセンターCOVID-19連絡担当者は、感染可能期間中に陽性と確認された人と接触したセンター内のすべての人（濃厚接触者）を特定するために活動する。
- COVID-19の自宅隔離の指示（ph.lacounty.gov/covidisolation）に記載されているように、症状が最初に現れる2日前から隔離期間が終了するまで、感染力があるとみなされる。COVID-19検査が陽性であるが症状がない人は、検査を受けた2日前から隔離期間が終了するまで感染力があるとみなされる。
 - 濃厚接触者：以下の場合、感染可能期間中に感染者と接触（濃厚接触）したものとみなされる：
1フロア40万立方フィート以下の屋内空間：感染者の感染可能期間中、24時間の間に合計15分以上感染者（症例）と施設で同じ屋内空間を共有していた。これが、ECE施設での拡大感染を最も効果的に軽減するために望ましいとされる定義であり、教室や同規模の屋内空間における子どもの濃厚接触を特定するために強く推奨されるものである。この屋内空間の共有の定義は、Cal/OSHA（[COVID-19 Prevention ETS](#)）に従って、職員の濃厚接触者を特定するために使用されるものとする。
 - あるいは、ECE施設は、子どもの濃厚接触者の指定を、24時間以内に感染者から6フィート以内の距離で15分以上一緒にいた子どもと限定し、教室を含むすべての環境でこの定義を適用することができる。**1フロア40万立方フィート以上の屋内空間**：感染者の感染可能期間中、24時間の間に合計15分以上感染者（症例）の6フィート以内にいた。これは、子供とスタッフの両方の濃厚接触者に適用されるものとする。注：床から天井までの壁で仕切られた空間（例：オフィス、スイートルーム、床から天井までの壁で仕切られた休憩/食事エリア）は、個別の屋内空間とみなされる。
注：屋外ECE施設で感染者に接触した場合は、濃厚接触とは見なされない。
- 必須：施設内でCOVID-19感染者に曝露したことが確認された者（濃厚接触者）には、曝露についてECEプロバイダーから通知され、推奨される対応方法を提供されるものとする。
- 個人通知またはグループ通知方法を使用して、ウイルスへの曝露と取るべき行動について通知することもできる。濃厚接触者への通知に適用できるテンプレートのサンプルは、COVID-19就学前教育現場用通知レターテンプレートを参照のこと（ph.lacounty.gov/EducationToolkitECEに掲載）。
 - 子供の濃厚接触者を特定するために、40万立方フィート以下の屋内空間（例：教室または同規模の施設）で、「24時間以内に感染者から6フィート以内に15分以上いた場合」を定義として適用する場合、24時間以内に感染者と15分以上同じ屋内空間を共有した他のすべての子供に、曝露の可能性について通知し、推奨される対応方法を提供しなければならない。この通知に適用できるテンプレートのサンプルについてはCOVID-19就学前教育現場用通知レターテンプレートを参照のこと（ph.lacounty.gov/EducationToolkitECEに掲載）。

濃厚接触者への対応

- 無症状の濃厚接触者は待機する必要はない。特に、以下の[濃厚接触者向けの要件](#)に従う場合、施設に留まることができる。(1) 症状を観察する、(2) 飲食、または昼寝時を除き、2歳以上の者は最終接触日から10日間、屋内で周囲に人がいる場合には[保護機能の高いマスク](#)を着用する、(3) 最終接触日から3～5日以内に、FDA承認のCOVID-19ウイルス検査（例：PCRまたは自宅で行える検査キットを含む抗原検査）を行う。**
 - 40万立方フィート以下の屋内空間（例：教室または同規模の施設）で、「24時間以内に感染者から6フィート以内の距離に15分以上いた場合」という定義を適用する場合、24時間以内に感染者と同じ屋内空間を15分以上共有したすべての人に、以下の内容を通知する：(1) 症状を観察する、(2) 飲食、または昼寝時を除き、2歳以上*の者は最終接触日から10日間、屋内で周囲に人がいる場合には[保護機能の高いマスク](#)を着用する、(3) 最終接触日から3～5日以内に、FDA承認のCOVID-19ウイルス検査（例：PCRまたは自宅で行える検査キットを含む抗原検査）を行う。**

*注：24か月未満の乳幼児、特定の病状または障害のある人、医療従事者からマスクを着用しないように指示された人など、マスクを着用してはいけない場合がある。2～8歳の子供は、大人の監督下でのみマスクを着用させるようにすること。[マスクを着用すべきではない方](#)及び[コミュニケーション障害または特定の障害のある方に対する特別な考慮事項](#)を参照のこと。

**注：過去90日以内にSARS-CoV-2に感染していた無症状の児童・生徒およびスタッフの濃厚接触者は、[接触後の検査の要件](#)を免除されるが、2歳以上の人は最終接触日から10日間は屋内で他の人が周囲にいる場合はマスクする必要がある。[30日以上前（最初に陽性反応が出たのが31～90日前）にCOVID-19から回復した、無症状の濃厚接触者は、感染者との接触日から3～5日後に検査を受けることが推奨されている。その際の検査には、検査キットを含む、抗原検査が推奨される。過去30日以内（最初に陽性反応が出たのが1～30日前）に感染していた場合、検査は推奨されていない。詳細は濃厚接触者への指示](#)を参考にすること。

- **2歳未満(または24か月未満)の乳児および幼児は、マスクを着用しないでください。**濃厚接触者であり、無症状の2歳未満の小児は、症状の有無を監視され、最終接触日から3～5日以内にFDA認定のCOVID-19ウイルス検査で検査すれば、施設にとどまることができる。
- マスク着用の免除*を受けている感染者と接触した2歳以上の子供は、状態が許せば、顎の下にドレープのついているフェイスシールドを着用する。2歳以上の子供で、マスクや下にドレープが付いたフェイスシールドに耐えられない場合は、1) 無症状である、2) 最終曝露日から10日間症状を監視する、および3) 最終曝露日から10日間の間に2回のCOVID-19検査、(3～5日目に1回、6～9日目に1回)を行う場合、施設に留まることができる。曝露後にマスクの着用ができず、これらの要件を満たすことができない2歳以上の子供は、最終曝露日から10日目まで自宅に留まらなければならない。

* 2歳以上の人は、以下の理由でマスクの着用を免除される場合がある（追加情報については、[就学前教育プロバイダーの要件とベストプラクティスに関するガイダンス](#)を参照のこと）。

- 聴覚障害のある方、または聴覚障害のある方とのコミュニケーションを取るにあたり、口が見えることが不可欠な場合。
- 基礎疾患、精神疾患、障害のある方、もしくは医療従事者がマスクを着用するのは危険であると判断した場合は、ECEプロバイダーに免除を申請することができる。子供がマスク

を安全に着用することを妨げる状態または障害を持っていることを証明する州の認可を受けた医療従事者からの証明書は、免除の証明として認められる。以下の認可された医療専門家は、上記の証明書を提供することができる。医師 (MD または DO)、ナースプラクティショナー (NP)、または医師免許を保有する医師の権限の下で業務を行っている医師アシスタント (PA) を含む医療関係者、 および臨床ソーシャル ワーカー (LCSW)、臨床心理士 (Psy.D.)、専門臨床カウンセラー (LPCC)、または結婚・家族療法士 (LMFT) を含む、精神および行動衛生の医師免許取得者など。

- 症状が現れた場合は、FDA承認のCOVID-19ウイルス検査を使用して検査を行い、自宅に留まること。検査結果が陽性の場合、COVID-19の自宅隔離の手順に従う (ph.lacounty.gov/covidisolation)。
 - 職場でウイルスにさらされた濃厚接触者のスタッフは、Cal / OSHA の COVID-19 感染予防緊急暫定基準に概説されている指示事項に従わなければならない。COVID-19 の感染者と接触のあった後の対応に関しては、Cal/OSHA の [COVID-19 緊急暫定基準に関するよくある質問](#)を参照のこと。
 - スタッフは、雇用主にマスクや高性能マスクを無料で提供することを求めることができる。詳細は、[マスクの着用と自分の権利について知る](#)を参照のこと。
 - スタッフについては、Cal / OSHA のCOVID-19感染予防緊急暫定基準 (ETS) により、雇用主はすべての従業員に、検査を受ける方法を知らせること、無料で有給勤務時間中に検査を提供すること、従業員の個人情報保護する方法で検査を提供するという条件を満たすことが必要とされる。ETSの検査要件に準拠するために、市販(OTC) のCOVID-19検査は、日時スタンプが付いた結果の写真の提示や、日付と時刻がスタンプされた結果を含むデジタルレポートを使用するOTC検査の提供により結果の検証が可能な場合、自身による検査の実施及び結果の読み取りの両方が認められる。
- 必須：ECE施設は、その施設でウイルスへ曝露した人のCOVID-19に対応する検査を促進する計画を立てることを要求される。検査を受けるスタッフや子供は、ECE施設に検査結果を通知しなければならない。検査の関連情報には、ECE検査プログラム、従業員健康サービスまたは労働衛生サービス、パーソナルヘルスケアプロバイダー、LA市および郡の検査会場 (covid19.lacounty.gov/testing) 及び[コミュニティベースの検査所](#) (地域の保健センターおよび薬局) が含まれる。医療提供者を見つけるための支援が必要な場合は、24時間年中無休で利用できるLA郡情報ライン2-1-1に電話で連絡可能。
- 必須：ECE施設のCOVID-19連絡担当者は、発症日前の14日間のいずれかの時点で施設内にいた、教室、オフィス、またはその他の事前に特定されている、もしくは識別可能なグループ (例：コホート) 内でのCOVID-19の3件以上の確定症例のクラスターを公衆衛生局に通知しなければならない。発症日とはCOVID-19の症状が出た最初の日付またはCOVID-19検査日のどちらか早いほうを意味する。
- すべてのECEに関連するCOVID-19のクラスターは、安全なウェブアプリケーションである集団発生追跡用共有ポータル (SPOT) : https://spot.cdph.ca.gov/s/?language=en_US を通じてオンラインで報告しなければならない。複数の症例を通知する場合、施設はSPOTポータル内にある「一括アップロード用のテンプレート」を使用して報告を提出することができる。症例情報を含むすべてのクラスターは、直ちに、遅くともクラスター内の3件目、または最後の症例が通知されてから1営業日以内に、公衆衛生局に報告しなければならない。
 - COVID-19クラスター報告またはその他の暴露管理ガイダンスに関する支援を必要とするECEプロバイダーは、教育セクターCOVID-19ケース報告コールセンター (月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで) に電話することができる。コールセンターの番号を知らないECE管理者は、ACDC-Education@ph.lacounty.govに連絡すること。

- **必須**：ECEプロバイダーは、報告された3件のクラスター内の症例に疫学的な関連性があるかどうか、すなわち、罹患者が、感染者の一人または全員の感染可能期間内*に、同じ場所にいたかどうかを、公衆衛生局と相談して決定する。症例間の疫学的関連性を決定するには、曝露履歴を理解し、感染性のある間に感染者と濃厚接触のあった可能性のある全ての場所と人物を特定する為に、施設内で更なる調査が必要になる場合がある。

*感染者は症状が出た2日前から隔離終了まで、症状がない場合は初めて陽性反応が出た2日前から隔離終了まで感染力があるとみなされる。

- 疫学的に関連している症例には、物理的空間（例：教室、ECEイベント、オフィス、交通機関など）を共有しているなど、互いに識別可能な繋がりを持つ人物を含み、広範囲の地域からの散発的な感染よりも、その場での連鎖的な感染拡大の可能性が高いことを示している。疫学的関連性が存在する場合、公衆衛生局はECEプロバイダーに、施設に特化した感染管理対策の実施を含む、施設内でのさらなる蔓延防止の為に講じるべき予防策について、生徒、親・保護者及び従業員への連絡を取るための重要なステップについて助言する。
- 公衆衛生局は、集団発生基準が満たされているかどうかを判断する：疫学的につながりがあり、世帯を共有しておらず、校外で互いに濃厚接触をしていないメンバーを持つ特定のグループ*において、お互いに14日以内に少なくとも3件のCOVID-19が確認されていること。
 - 集団発生基準に達していない場合、DPHはECEプロバイダーに対し、通常の感染管理対策を継続するよう助言する。
 - 集団発生基準に達しており、DPHが集団発生への対応を推奨する場合、DPHはECEプロバイダーに集団発生の調査が開始されたことを通知し、公衆衛生調査官が現場と直接連絡を取って対応を調整する。

* 特定グループとは、その場（例：教室、イベント、交通機関やオフィス）で共通のメンバーとなる人が含まれる。疫学的な関連とは、感染者が感染力を持っている間、同じ時間帯に同じ環境にいることである。

付録A：ECE施設に於いてCOVID-19症例が発生した場合の感染管理手順

症例数
1件

- 1) 必須：ECE プロバイダーは感染者に自宅隔離の指示に従うように指示する。
- 2) 必須：ECE プロバイダーはECE センター内での濃厚接触者を特定する。ECE プロバイダーは、濃厚接触者の特定の支援を求めるために、公衆衛生局にEメール (ACDC-education@ph.lacounty.gov) または教育セクター COVID-19 症例報告コールセンターに電話で連絡することができる。
- 3) 必須：ECE プロバイダーはECE センターの濃厚接触者に感染の可能性について通知する。

症例数
2件

- 1) 必須：ECE プロバイダーは、隔離の指示に従うよう感染者に通知する。
- 2) 必須：ECE プロバイダーは、ECE での濃厚接触者を特定し、感染の可能性のあることを知らせる。
- 3) 推奨：症例が相互に14日以内に発生した場合、ECE プロバイダーはDPHに、疫学的関連性が存在するかどうかの判断を仰ぐことができる。疫学的な関連がある場合、ECE 施設はさらなる感染予防措置を取る必要がある。
ECE プロバイダーは、教育セクターのCOVID-19 症例報告コールセンターに電話するか、ACDC-Education@ph.lacounty.gov に電子メールを送信して、症例に疫学的関連があるかどうかを判断することができる。

症例数
3件以上

- 1) 必須：ECE プロバイダーは、隔離の指示に従うよう感染者に通知する。
- 2) 必須：ECE プロバイダーは、ECE での濃厚接触者を特定し、感染の可能性のあることを知らせる。
- 3) 教室、オフィス、またはあらかじめ特定されたグループ（例：コホート）において、発症前14日間のいずれかの時点で校内にいた症例3件以上のクラスターが発生した場合、ECE プロバイダーは直ちにDPHに https://spot.cdph.ca.gov/s/?language=en_US までオンラインで通知すること。
- 4) 必須：DPHは、集団発生の基準に達しているかどうかを判断する。DPH 集団発生調査が始動した場合、公衆衛生局調査官がECE 施設に連絡して発生調査を行う調節をする。